



第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

I 規制誘導

屋外広告物は、地域の魅力や賑わいの演出の上で大きな役割を果たす一方、景観上の影響が大きい要素であり、色彩や規模によっては良好な景観の阻害要因にもなり得ます。また、設置や老朽化対策等を適切に行い、常に安全安心な状態を維持することが求められます。

広告として効果的に機能しながら、地域の暮らしに寄り添い、まちの魅力や活力を高める屋外広告物を目指します。

そのため、屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限について定めることが求められます。

屋外広告物の規制については、現在、愛知県屋外広告物条例（昭和39年7月6日愛知県条例第56号）に基づき運用しています。

愛知県屋外広告物条例（抜粋）

（広告物等の在り方）

第二条 広告物又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）は、風致を害し、及び公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであるとともに、地域の良好な景観の形成に配慮されたものでなければならない

愛知県屋外広告物条例施行規則（抜粋）

共通基準（規則別表第一 Ⅰ）

1. 都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないこと。
2. 原色を過度に使用していないこと。
3. 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないこと。
4. 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないこと。
5. 広告を表示しない面及び脚部で展望可能な部分は、塗装その他の装飾をすること。
6. 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。
7. 風雨その他の震動、衝撃等により容易に破損、落下又は倒壊するおそれのないこと。
8. 交通を妨害するような位置に表示又は設置していないこと。
9. 交通信号機、道路標識等の効用を阻害しないこと。

2 屋外広告物の景観形成基準

今後、本市の景観特性を活かした良好な景観づくりを行っていくために、本市独自の屋外広告物条例の制定について推進します。特に景観重点地区（やすらぎみち）については、重点地区独自のルール等、検討していきます。

基準については、下記について配慮してください。

対 象	留 意 点
配 置	・広告物は必要最小限とし、できる限り設置しないように努める。 ・建築物と一体となっている場合には、主体建築物との調和に配慮する。 ・独立した広告物は、周囲の景観や見通しを阻害しないように、設置場所等に配慮する。 ・重要文化財や景観重要建築物等、優れた景観を有するものに近接する場合は、景観の保全に配慮する。
意匠／形態	・周囲の景観との調和に配慮し、全体に統一感のある意匠とする。 ・建築物と一体となっている場合には、主体建築物の規模、意匠等と調和させる。
壁面広告物	・壁面のデザインとの調和に配慮する。 ・突出広告物は、列状にまとめ集約させる。
屋上広告物	・主体建築物と一体感のある規模、形態とする。骨組みや支柱等を隠す。 ・主体建築物や周辺地域のスカイラインを乱さないようにする。
独立広告物	・独立した広告物は、周囲の景観を阻害しないよう規模、意匠に配慮する。 ・骨組みや支柱は、目立たないように配慮する。
材 料	・周囲の景観に調和した素材及び材料を使用する。 ・時間経過による退色、損傷、汚れ等に耐えるものを使用する。
色 彩	・周辺の景観に調和し、落ち着いた色彩とする。 ・建築物と一体となっている場合には、主体建築物との調和に配慮する。
その他	・ライトアップや電飾等を行うものについては、周囲の景観との調和及び周囲の環境に配慮する。